

北上市立東桜小学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意義と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標である「学び咲く 笑顔咲く 元気咲く 未来を拓く東桜の子」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、人権が尊重される学校づくりを目指し、全ての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）等に基づき、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）が在籍する学校に在籍している等、当該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめはいじめられた児童の立場に立って対応することを基本とする。
- (3) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (4) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (5) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (6) いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (7) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導の取組

- (1) 人間の尊厳という考え方に基づき、一人ひとりの子どもをかけがえのない存在として大切にすることを指導の基本とする。
- (2) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が自己有用感や所属感をもてたり、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできる「絆づくり」に取り組む。
- (3) 自尊感情を育み、自己肯定感を高めていけるように、児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進するなど「居場所づくり」に努める。
- (4) 全ての教師が分かりやすい授業を心掛け、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- (5) 児童の豊かな情操と道徳性を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等（デイサービス訪問交流、いのちの授業、防犯教室等）の充実を図る。
- (6) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努めるとともに、いじめ防止を目的とした全校集会を実施する。
- (7) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

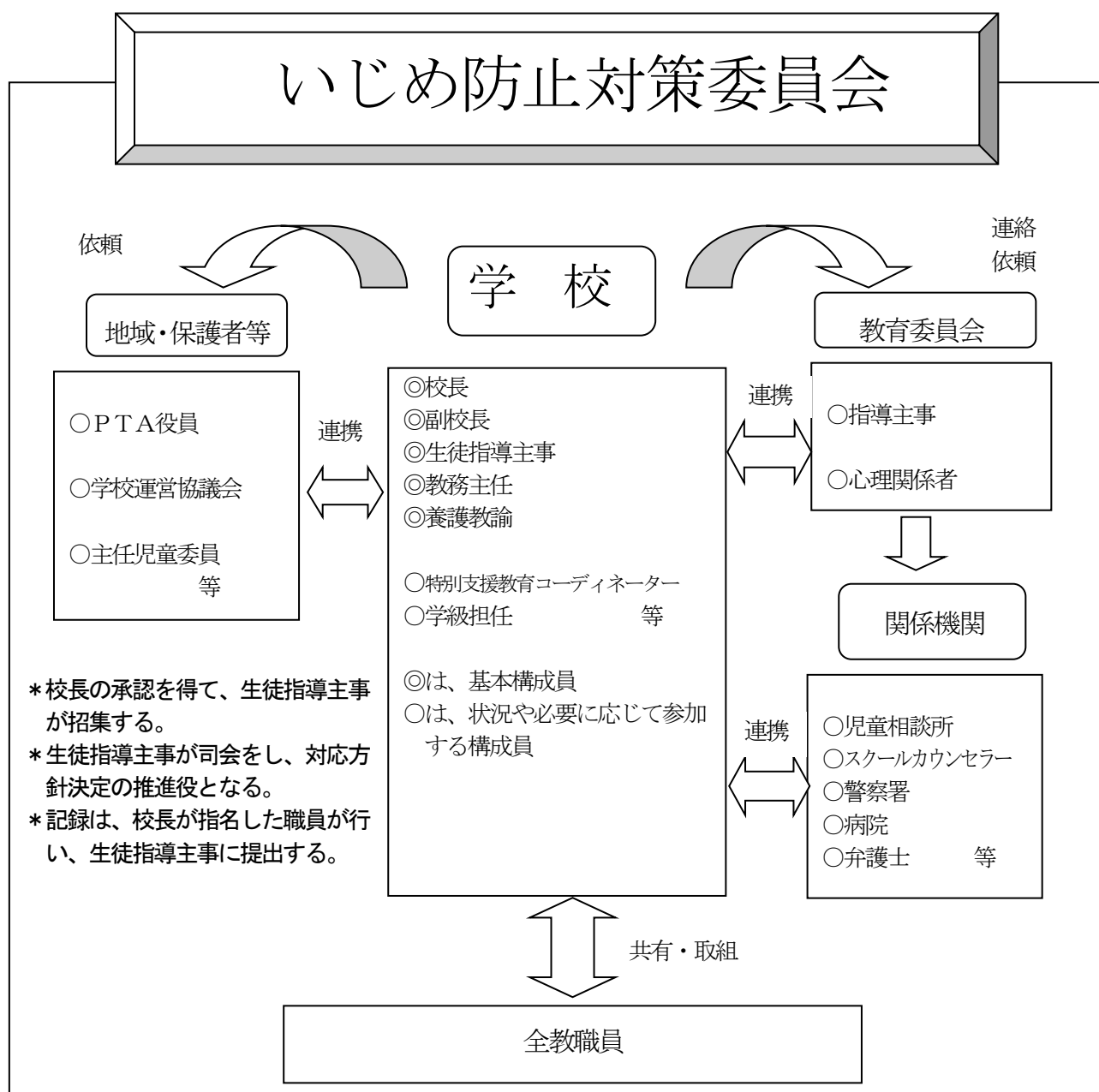
2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人もともにかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。(道徳、保健、復興教育、教科全般)
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。(学級活動、委員会活動等)
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る(学級活動等)。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、児童一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。(心とからだの健康観察、心のサポート授業、保健等)

3 いじめの防止等の対策のための組織的な取組

本校では、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う中核的な組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成



(2) 取組内容

- ア いじめまたはいじめの疑いがあった事案について共通理解を図るとともに、解決の方向性や具体策について話し合う。
- イ いじめに関わる研修会の企画立案
- ウ 未然防止、早期発見の取組
- エ アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学年の状況報告等）
- オ いじめ防止に関わる児童の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

学校生活アンケート（児童）、学校生活に関するアンケート（保護者）実施後、及びいじめ事案の発生時（いじめが疑われる場合も含む）に開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 児童の主体的な取組

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組
- (2) 児童会を中心とするいじめを防止する取組
- (3) 全校児童が、いじめ防止対策に関われる取組

具体的な取組

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組

○あいさつ運動（月1回 各委員会 持ち回り） ○児童朝会 バースデーコーナー（毎月 執行部）
○誕生日紹介（昼の放送にて 放送委員会） ○なかよし運動（4月） ○1年生を迎える会（4月）
○運動会練習（5月 組団応援練習 兄弟学年応援練習 学団種目練習） ○なかよし集会（6月 執行部）
○七夕集会・七夕飾り作り（7月 ボランティア・体育委員会） ○児童集会（11月 執行部）
○6年生を送る会 ○縦割り班清掃 など

- (2) 児童会を中心とするいじめを防止する取組

○いじめ防止標語コンクールに関わる取り組み（9月～ 全委員会）
・いじめ防止標語コンクール企画、用紙配布…執行部
・いじめ防止標語コンクール入賞作品のしおり作り…図書委員会
・いじめ防止標語用紙の回収・審査…ボランティア・体育委員会
・いじめ防止標語コンクール審査結果のお知らせ・入賞作品掲示…保健委員会
・いじめ防止のための寸劇発表…放送委員会
○相手を思いやり、気持ちよく生活するための取り組み
・「今月のめあて」の具体的な取組内容の決定・掲示（執行部）
・あいさつやふわふ言葉の積極的な使用への啓発（手作りポスター掲示 児童朝会でのよびかけ）

- (3) 全校児童が、いじめ防止対策に関われる取組（いじめ防止標語）

○いじめ防止のための標語を全児童が考える（いじめ防止標語コンクール 9月）

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校運営協議会、年度初めのPTA総会やPTAの各種会議等で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (2) いじめ防止等の取組について、校報や学級通信、保健だより、学級懇談会を通じて保護者に協力を呼びかける。 【例】「いじめのサインに敏感に！」：元気がない、体調不良、食欲不振、持ち物がなくなる等、いつもと違う子どもの変化に気付いてもらうための内容 など
- (3) 授業参観において、保護者等に道徳の授業を公開（11月）する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施したり、生徒指導に関わる研修会に積極的に参加し、内容の共有を図ったりし、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) 生徒指導に関わる研修会 年1回（4月）
- (2) いじめの問題に関わる校内研修会・生徒指導に関わる研修会伝講会、
いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断 年1回（8月）
- (3) いじめの問題に関わる校内研修会・事例研修会 年1回（12月）

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心掛ける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は、日記や家庭学習ノート等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間や放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、課外活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめ等に関するアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者からの情報交換を定期的に行う。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 児童を対象としたアンケート調査 | 年3回(6月、10月、2月) |
| (2) 保護者を対象としたアンケート調査 | 年2回(6月、10月) |
| (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 | 年3回(6月、10月、2月) |
| (4) 相談ポストを活用した教育相談 | 随時 |
| (5) 保護者及び子どもとの教育相談 | 随時 |

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、生徒指導主事に情報を集約するとともに、関係する教職員で迅速に情報を共有し、校長の指示により、指導体制、対応方針を定め、適切な対応を行う。

なお、本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| ○日常のいじめ相談(児童及び保護者)・・・・・・・・ | 全教職員が対応 |
| ○スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・ | 副校長・生徒指導主事 |
| ○地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・ | 副校長・生徒指導主事 |
| ○インターネットを通じて行われるいじめ相談・・ | 副校長・生徒指導主事または北上警察署 |
| ※市町村設置の相談窓口(市教委)・・・・・・・・ | 0197-65-3365 |
| ※24時間いじめ相談電話(県教委)・・・・・・・・ | 019-623-7830(24時間対応) |

・全国共通24時間いじめ相談ダイヤル ・県総合教育センターふれあい電話 ・県立生涯学習推進センターすこやかダイヤル電話相談 ・チャイルドライン
・県精神保健福祉センターこころの電話 ・県福祉総合センター 子ども家庭・テレフォン

Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく(*1)、速やかに組織的な対応をする。(*1) 教職員がいじめの情報を校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反する。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導に当たる。
- (3) いじめの問題の解決に当たっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。
- (5) けんかやふざけ合いであっても、その背景に、いじめに該当する事案がないかの調査を行うとともに、いじめに発展しないよう、適切な事後指導を行う。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長以下全ての教員の共通理解（いじめの認知・情報共有）のもと、役割分担をして問題の解決に当たる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。
- (9) 生徒指導主事は、情報（協議内容・経過内容等）をとりまとめ、教育委員会に報告する。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、北上市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等が大部分であることから、家庭の協力を得る。
- (4) 児童に情報モラル教育を行い、情報機器を適切に活用するために、自分自身で的確な判断ができる力を身に付けさせる。

(3) に関わる具体的な取組

- 「我が家のルール」作り（家庭におけるICT利用のきまり作り）
- 健康メディア週間（年3回） ○まなびフェストの結果の共有
- 校報や保健だより等でのお知らせ など

(4) に関わる具体的な取組

- 各学年における学習 ・道徳 ・各教科 ・総合的な学習の時間 ・学級活動 等
- 警察署員等による情報モラル教室開催（7月）
- 健康メディア週間（年3回 保健指導部 家庭との連携） など

6 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

いじめられた児童やその保護者に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断する。

ア いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として3か月間、止んでいる状態が継続していること。

イ いじめられた児童及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

ア いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、児童や学級等の観察を注意深く続ける。

イ いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する。

7 配慮が必要な児童への対応

(1) 特別支援学級の児童や配慮を要する児童（※2）が関わるいじめについては、個々の障害の特性の理解を深めるとともに、個別の支援計画を活用した情報共有を行いながら、適切な支援を行う。

（※2）配慮が必要な児童（帰国子女、性同一障害に係る児童等を指す。）

(2) 当該児童の不安感を解消するため、保護者との連携を図るとともに、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法第28条①】

2 重大事態の報告

(1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（北上市教育委員会）に報告する。

(2) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

(1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

(2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

(3) 被害児童及び保護者等に対し、調査方針の説明を行う。

(4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(5) 調査結果を学校の設置者に報告する。

(6) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。 ※関係者の個人情報に配慮する。

(7) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

(8) 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校を上げて取り組む。

■学校の設置者（北上市教育委員会）が調査の主体となる場合
設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

○いじめの未然防止に関わる取組に関すること

○いじめの早期発見に関わる取組に関すること

(1) 本校のまなびフェストに、いじめの未然防止のための取組に係る達成目標を設定し、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

○いじめの未然防止に関わる取組に関すること

○いじめの早期発見に関わる取組に関すること

(2) 評価結果を受け、いじめ防止のための取組の改善を図る。

・令和７年２月２８日 改訂

Ⅶ いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の主な活動等	防止対策	早期発見
4	児童に関する情報交換（職員会議） PTA 総会及び学級懇談会等における基本方針の説明 生徒指導委員会 （基本方針等の確認）	基本的学習・生活習慣作り 1年生を迎える会（全学年） なかよし運動 児童会の主体的取組① （あいさつ運動 通年）	授業参観 相談ポスト周知
5	児童に関する情報交換 （職員会議）	児童会総会（4～6年） 運動会の取組による人間関係作り	家庭訪問
6	児童に関する情報交換 （職員会議） 学校運営協議会	修学旅行の取組による人間関係作り 児童会の主体的取組② （元気集会）	生活アンケート・教育相談① 保護者アンケート①
7	1学期の振り返り 生徒指導共通理解研修 いじめ防止対策委員会	野外活動の取組による人間関係作り 七夕集会への取組・ デイサービス願い事交流 防犯教室	期末面談 学童との情報交換会
8	生徒指導校内研修会 チェックポイントによる自己診断 児童に関する情報交換（職員会議）	環境ボランティア活動	夏休みのくらし振り返り
9	児童に関する情報交換（職員会議）	学習発表会等の取組による人間関係作り 児童会の主体的取組③ （いじめ防止標語コンクール） 心のサポート授業	心とからだの健康観察
10	児童に関する情報交換（職員会議） 生徒指導共通理解研修 いじめ防止対策委員会	デイサービス訪問交流（3年生）	生活アンケート・教育相談② 保護者アンケート②
11	生徒指導委員会② 児童に関する情報交換（職員会議）	児童集会 標語コンクールしおり作り （図書委員会） いじめ防止寸劇発表（放送委員会）	授業参観 （道徳の公開）
12	2学期の振り返り 生徒指導校内研修会		まなびフェスト評価 期末面談 学童との情報交換会
1	児童に関する情報交換（職員会議）		冬休みのくらし振り返り
2	児童に関する情報交換（職員会議） 学校運営協議会 生徒指導理解研修 いじめ防止対策委員会	児童会総会（3～6年） 6年生を送る会（全学年） いのちの授業（5年生）	授業参観 まなびフェスト総括 生活アンケート・教育相談③
3	3学期の振り返り ・本年度のまとめと改善		

事案発生時の対策会議の招集

日常の観察

Ⅷ その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等に関わる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。

また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。